

都城市と災害協定を締結しました！！

都城市（池田宜永市長）と一般財団法人九州電気保安協会宮崎支部（櫻木司支部長）は、地震、風水害その他の災害が発生し、または、発生する恐れのある場合において、公共施設等の電気設備の保安対策業務の実施について協定を締結致しました。

●この協定の目的は、
災害時における保安業務の実施に関する基本事項を定めることにより、公共施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的としています。

●具体的には、
災害発生時に、都城市から保安業務の実施要請があった場合、電気主任技術者等を派遣して災害避難所等の電気設備の応急復旧のために、受電設備の使用の可否判定並びに復旧工事に関する管理、監督、指導及び検査等必要な協力を行うものです。

★平成30年5月28日（月）の調印式では、
都城市庁舎市長室において池田都城市長と櫻木宮崎支部長が協定書にそれぞれ署名・押印して、協定を締結いたしました。

池田都城市長が「災害時における公共施設や避難所等のライフラインの早期復旧など、専門家との協力体制が結ばれて、市民の安全安心を確保できることは非常に心強い。」と挨拶した。

櫻木宮崎支部長は「災害時において、電気設備の早期復旧に貢献することが出来ればと考えています。協会理念のもと、電気的安全・安心をお届けすることで地域・市民の皆さまのご期待に添えるよう尽力いたします。」と述べた。

当日の調印式には、宮崎支部秋田事業部長、奥営業部長、八重尾都城事業所長らが同席した。

